【旅客】行政処分状況（令和8年1月分）

貸切

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年1月26日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社朝日観光　代表者　中村次雄 （法人番号7360001018073） 沖縄県国頭郡恩納村字仲泊1217-1
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県国頭郡恩納村字仲泊1217-1
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（165日車）、文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年10月8日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反（旅客運送事業運輸規則（以下「運輸規則」24条1項、2項、3項） (2)点呼実施状況の録音録画記録義務違反（運輸規則24条6項） (3)日雇い運転者等の選任禁止違反（運輸規則36条1項） (4)現任運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則38条1項） (5)高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反（運輸規則38条2項） (6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則運規38条2項） (7)定期点検整備の未実施（道路運送車両法48条）
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事　業　者）　　17点 （当該営業所）　　17点